津軽広域水道企業団 西北事業部 料金検討審議会 第1回資料

津軽広域水道企業団 西北事業部 の経営の現状等について

令和6年8月26日

(1) 水道事業の経営原則

①独立採算の原則

水道事業は、独立採算制を原則とした経営が求められます。経営に要する経費は、負担区分に基づき、一般会計等が負担する経費を除いて、給水収益等の財源によって賄う必要があります。

<水道法の抜粋>

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

第14条第1項、第2項第1~4号

- 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - (1)料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - (2)料金が、定率または定額をもって明確に定められていること。
 - (3)水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - (4)特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

<地方公営企業法の抜粋>

第3条 地方公営企業は、常に<u>企業の経済性を発揮</u>するとともに、その本来の目的である<u>公共の福祉を増進</u>するように運営されなければならない。

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、<u>公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営</u> 企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

②公正妥当な水道料金と総括原価主義

公正妥当な水道料金とは総括原価主義で算定された料金を指します。また、総括原価主義とは、能率的な経営を前提に、給水サービスにかかる原価を全て積み上げた金額(総括原価)を、料金算定期間内に見込まれる給水収益で賄うことをいいます。

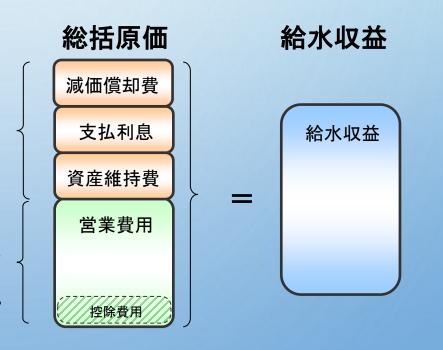
総括原価主義とは

資本費

施設の建設・改良・再構築等にかかる費用(減価償却費、支払利息、資産維持費等)

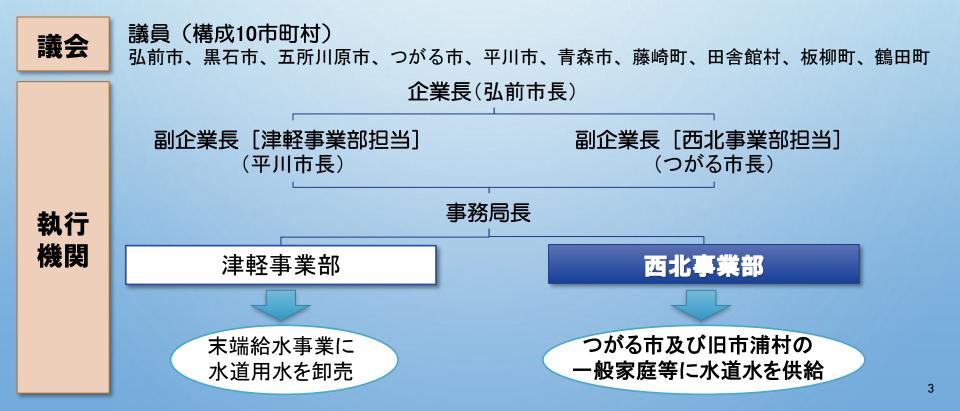
維持管理費

- 既存の施設による給水のための費用(職員給与費、委託費、受水費等)
- ・ただし、控除費用(給水収益以外の収益)を除く。



(2) 津軽広域水道企業団について

- ・企業団とは、地方公共団体である「一部事務組合」(県や市町村と同じく法人格を有する)です。水道事業など地方公営企業では「企業団」と呼称されています。
- 津軽事業部=用水供給事業(水道用水を提供する「水の卸売業」)
- 西北事業部=末端給水事業(一般家庭等に給水する「水の小売業」)



(3) 西北事業部の事業概要

項目	値等(令和5年度末)
給水人口(人)	27,232人
年間総配水量·年間総有収水量(m³)	配水量:3,331,017m 総有収水量:2,611,242m
供給単価·給水原価(円/m³)	供給単価299.68円/m 給水原価438.88円/m
料金回収率(%)	68.28%
料金体系	用途別料金体系(一般用・団体用・工業用等の7用途)
基本料金及び超過料金(税抜・円)	基本料金:1,870円/月超過料金270円/㎡(家庭用)
10㎡当たり料金(税抜・円/月)	2,410円/月(一般用)[基本水量8㎡] ※他にメーター料金280円/月(口径13mm)
現行料金実施年月日	令和3年4月1日

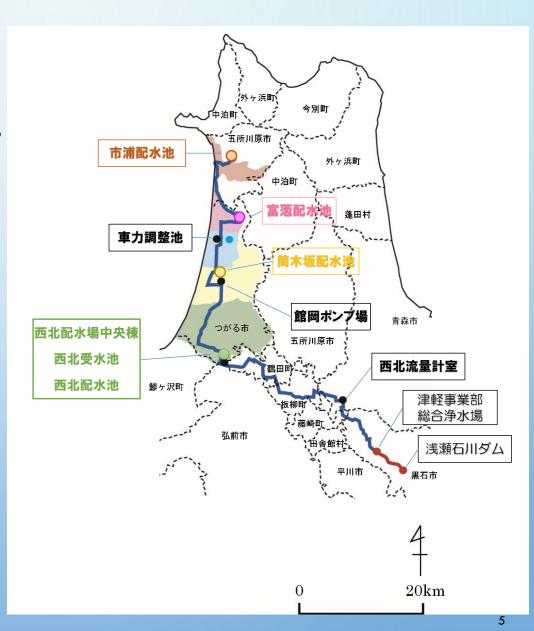
<組織図(令和5年度末)>



※再任用職員を総務係に1名、給水装置係に1名含む

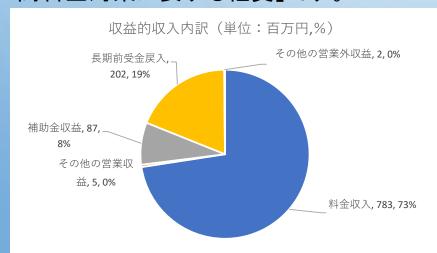
(4) 給水区域と主要施設

- 西北事業部の給水区域は、つがる 市全域及び五所川原市の市浦地 域となっています(右図着色部分)。
- ・令和2年度までは自己水源の浄水場から給水していましたが、水質 汚濁や地下水の水量不足が課題となっていました。
- そのため令和3年度から浅瀬石川 ダムを水源とする津軽事業部から の受水に切り替えました。
- 各地の配水池、ポンプ場等と管路 を介して、給水区域内に水道水を 供給しています。



(5) 令和5年度決算の概況

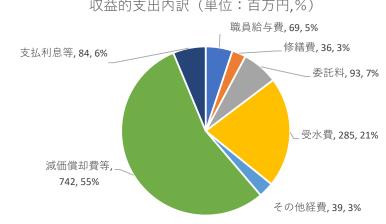
- 収益的収入1,079百万円に対して、収益的支出1,349百万円と なっており、経常損益は▲270百万円の赤字となっています。
- 特別損失は、受水への切り替えに伴い発生した浄水場等の廃 止によるもので、当年度純損益は▲460百万円の赤字となって います。
- 収益的支出の2割を受水費、6割を減価償却費・支払利息で占 めており、これらは西北事業部の経営努力で削減が難しい科 目となっています。
- なお、補助金収益は、給水に要する資本費(減価償却費、支 払利息)が著しく高いことによる高料金の格差縮小のための 「高料金対策に要する経費」です。



令和5年度決算概況 (単位:円)

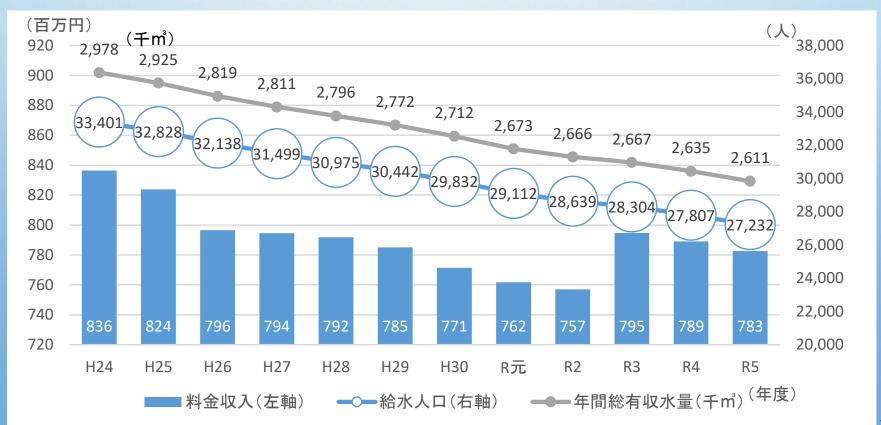
5)
1,078,397,646
782,541,480
4,797,416
86,905,078
202,498,405
1,655,267
1,348,513,643
69,246,023
35,895,377
93,252,685
284,829,528
39,261,171
741,530,399
84,498,460
-270,115,997
3,931,405
193,138,389
-459,322,981

収益的支出内訳(単位:百万円,%)



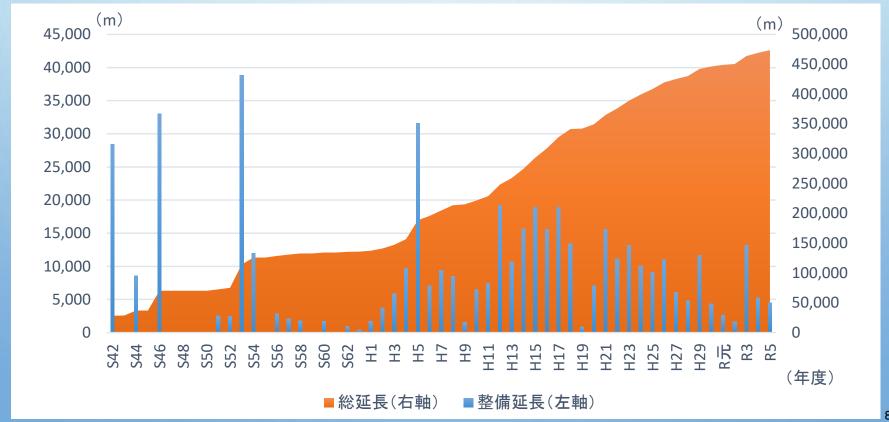
(6) 主な経営課題

- ①給水人口、有収水量の減少
- 料金収入の基となる給水人口、有収水量ともに、水道ビジョン策定時(平成28年度)の推計値よりも早いペースで減少しています。
- ・令和3年度の料金収入の増加は、料金改定を実施したことによります。



②管路の老朽化

- 管路は、昭和40年代後半以降の拡張期、平成初期の西北事業部設立期、平成 12年以降の幹線配水管の布設時期に集中して整備が進められてきました。
- 昭和40年代に布設された管路が法定耐用年数を迎えることから、今後、これら 管路の更新を進めていく必要があります。



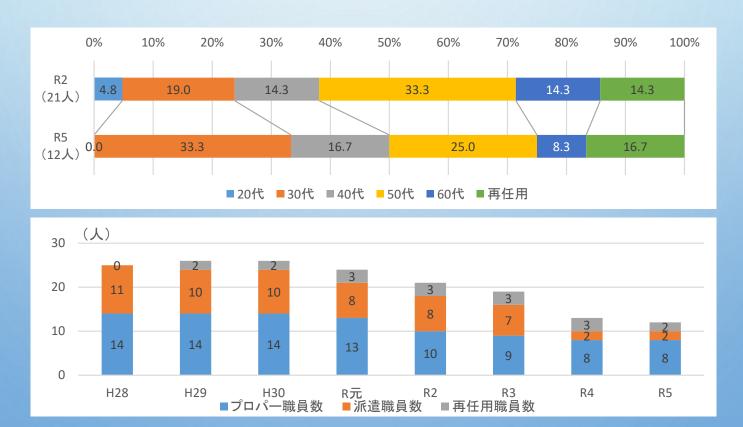
③物価上昇

• 労働市場の実勢価格を反映して設定されている公共工事設計労務単価は、平成25年度以降12年連続で上昇しています。また、原材料費やエネルギーコストは世界的に上昇しており、さらに円安の影響もあり、資材価格も上昇しています。



4職員高齢化と技術等の継承

- 再任用職員の活用等により、技術等の維持を図ってきましたが、20代の職員は O人であるとともに、再任用の割合も高くなっており、技術継承面等を考慮する と、職員の年齢構成のバランスを図る必要があります。
- ・受水への切り替え等により、職員数の削減を図りましたが、今後の管路の老朽 化対応等の人材が不足しています。



⑤企業債償還負担の上昇

- 受水や管路布設等の財源として企業債を活用してきましたが、企業債残高や給水収益に対する企業債残高の比率(企業債残高対給水収益比率)も上昇してきました。
- 水道ビジョン(平成28年度策定)における長期目標の設定により、企業債残高及び企業債残高対給水収益比率は横ばい傾向になっていますが、企業債の発行と償還に当っては、今後の管路老朽化への対応の財源確保と将来世代の負担のバランスを図り、健全財政の維持に努める必要があります。



⑥高い給水原価

西北事業部の給水原価は、全国の同規模事業体(給水人口1.5万人以上3万人未満)や近隣事業体に比べて高くなっています。



出典:総務省 「令和4年度地方公営企業年鑑」

この要因は、給水人口が少なく給水区域が広い等の地理的条件に加えて、受水への切り替えによる減価償却費と受水費の増加にあります(受水前の令和2年度285.74円/m³→令和5年度441.56円/m³)。



出典:総務省 「令和4年度地方公営企業年鑑」

⑦まとめ

- 給水人口、有収水量の減少に伴い、料金収入は減少が見込まれる一方、管路の老朽化対応や職員の技術継承等、さらには物価上昇等も伴い、給水原価は増加が見込まれます。
- これまで記載した経営課題に対応するため、経営課題への対応方針等を含む 「水道ビジョン」の改定案を今後検討していきます。
- 受水の切り替え等による減価償却費や受水費の増加については、西北事業部 単体の経営努力による解決が難しい面があります。経費削減策についても検 討していきますが、安定的な給水の持続のため、料金改定も視野に入れた検 討をしていきます。

(7) 今後の財政収支推計(一次推計)

①推計方法(主な前提条件)

	料金収入	給水人口、有収水量、調定件数は、過去5年間平均増減率を用いて推計。現行料金体系を継続									
収益的収入	補助金	国の定める算出方法により推計(資本費単価の基準値超過額×有収水量)									
	長期前受金戻入	既存資産分に新規整備資産の補助金対象額等を反映した額を加算して推計									
	職員給与費	令和8年度から正規職員数を1名増の9名で推計。年齢構成や定期昇給を踏まえて単価を設定									
	動力費	水量当たり単価実績値に物価上昇率を乗じ、総配水量推計値を乗じて推計									
	薬品費	令和6年度予算値を継続									
	修繕費	令和7~8年度は令和6年度予算値の精査値、令和9年度以降は令和8年度に物価上昇率を乗じて推計									
収益的支出	委託料	令和7~9年度は、令和7年度予算値を精査した値、令和10年度以降は令和9年度値を継続									
	受水費	令和7年度以降は申込水量を11,200→10,500㎡/日に変更。現行料金体系を継続									
	その他の経費	令和6年度予算値を継続									
	減価償却費	既存資産分に新規整備資産の建設改良費を反映した額(耐用年数に応じて推計)を加算して推計									
	支払利息	既存借入分に新規借入の金利を加算して推計									
特	別損失	受水切り替えによる除却資産の除却費を計上									
	企業債	建設改良費のうち約5割を企業債発行で賄う									
資本的収入	他会計補助金	既存立替分の見込み値									
	国(県)補助金	令和7年度は令和6年度予算値、令和8年度以降は令和7年度の8割の値									
~~ <u> </u>	建設改良費	令和7年度は485百万円、令和8年度以降は451百万円を継続									
資本的支出	企業債償還金	既存借入分に新規借入(発行)分の償還金を加算して推計									

②推計結果

A.給水人口、有収水量

 給水人口は令和12年度には23,867人(令和4年度経営戦略改定時では 24,340人)、年間総有収水量は2,551千㎡(同2,631千㎡)と減少ペースが若 干早くなっています。



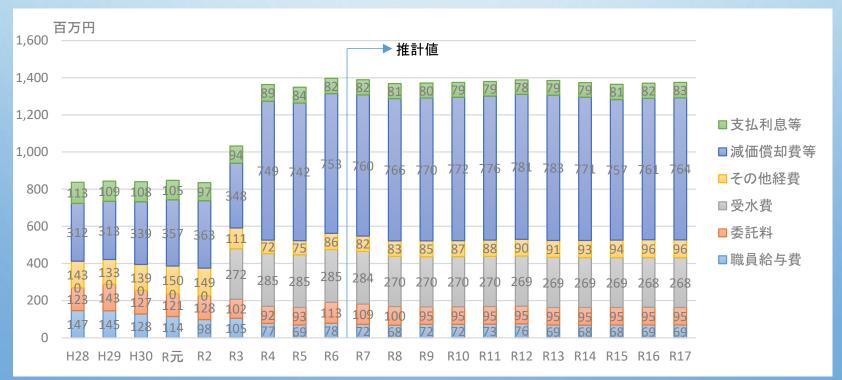
B.収益的収入

- ・料金収入は令和12年度には763百万円(令和4年度経営戦略改定時では775 百万円)と減少ペースが若干早くなっています。
- 推計期間中は、高料金対策に要する経費の補助金が339~362百万円見込まれます。



C.収益的支出(維持管理費·資本費)

- ・受水への切り替えにより、受水費が発生するとともに、受水に要する設備投資の減価償却費が追加発生するため、令和12年度の収益的支出は1,389百万円(受水前の令和2年度835百万円)となります。
- ・また、令和4年度経営戦略改定時の令和12年度の収益的支出は1,358百万円となっており、増加ペースが若干早くなっています。これは主に職員給与費(1名増)と支払利息(物価上昇に伴う金利設定のアップ)の増加によります。



D.特別損益

特別損失は、受水への切り替えに伴い発生する浄水場等の廃止に伴う除却費となります。

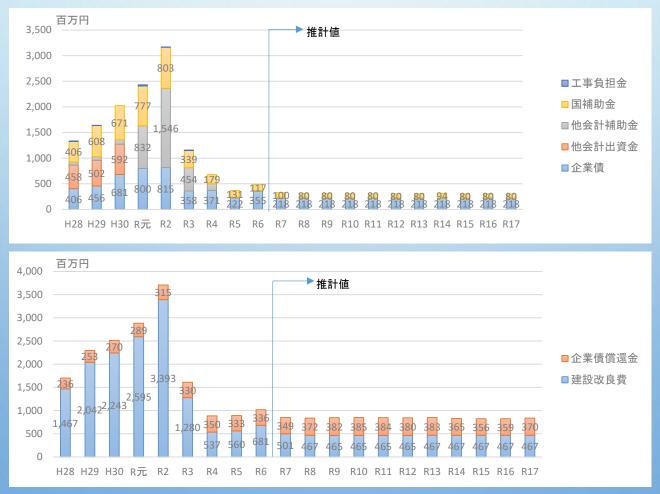
E.当年度純損益

• 当年度純損益は推計期間中は赤字となります(令和4年度経営戦略改定時は 令和4~6年度及び12年度が赤字)。なお、特別損益を含まない経常損益も推 計期間中は赤字となります。



F.資本的収支(上図:資本的収入、下図:資本的支出)

• 老朽管更新等の建設改良費を一定額見込んでおり、その財源の約5割を企業 債で賄う設定としています(令和4年度経営戦略改定時よりは、建設改良費は 若干少なめで企業債の充当割合は若干高めの設定としています)。



G.現預金残高

 現預金残高は、減少傾向で令和16年度にはマイナスとなり、水道事業経営の 持続が困難な状況となります(令和4年度経営戦略改定時は、推計期間中は 現預金残高はプラスを維持)。



H.企業債残高

企業債残高は、削減傾向は維持できますが、令和12年度は6,521百万円(令和4年度経営戦略改定時は6,248百万円)と経営戦略改定時よりも若干増加と

なります。



③推計結果(まとめ)

- ・令和4年度経営戦略改定時の財政推計と比べて、給水人口、有収水量、 料金収入の減少ペースが若干早くなっています。
- また、受水への切り替えにより、受水費と受水に伴う設備投資の減価償却費が発生し、給水原価が大幅に増加しています。
- その結果、高料金対策に要する経費の補助金が見込まれるものの、当 年度純損益は赤字になることが見込まれます。
- ・さらに、令和16年度には現預金残高がマイナスになり、水道事業の持続が困難になる事態が生じかねない状況です。
- 今後、経費削減策については、再検討をしますが、現預金残高のマイナスを避けるため、料金改定も想定した財政推計を実施し、その結果を審議いただきたいと考えております。

(8) 今後の進め方(案)

- ・令和6年度は財政推計に基づき、水道ビジョン改定につき審議いただくとともに、 料金改定水準の審議をいただく予定です。
- 令和7年度は、料金改定水準や新しい料金体系(料金表)、水道ビジョン改定に つき審議・答申いただく予定です。

次期水道料金改定までのスケジュール(案)

	_																								
年度	令和6年度										令和7年度													備考	
内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	
構成市へ審議会設置の説明																									
各委員へ依頼																									
第1回料金検討審議会 経営状況及び水道事業経営・料金原則論																									
第2回料金検討審議会 財政推計結果及び水道事業ビジョン改定案																									
第3回料金検討審議会 料金改定水準案①																									
第 4 回料金検討審議会 料金改定水準案②																									
第5回料金検討審議会 料金体系案①																									
第6回料金検討審議会 料金体系案②																									
第7回料金検討審議会 水道料金体系の結審及び答申																									
企業団議会定例会で料金改定及び水道事業 ビジョン改定報告																									
構成市議会への報告																									
住民へ周知																									
新料金での事業開始																									